

学校の臨時休業等の基準について

倉吉西高等学校

1 臨時休業等について

(1) 基準等について

- ・表の警戒レベル5又は4については、臨時休業とする。
- ・表の警戒レベル3については、その後の気象予報により決定する。

表 臨時休業等の基準について

警戒レベル	避難情報等 (警戒レベル3～5は市町村が発令)	防災気象情報 (国土交通省、気象庁、都道府県が発表)
5	・学校所在地（倉吉市社地区）を含む地区に対して、 <u>緊急安全確保の避難情報</u> が発令されている	・学校所在地（倉吉市社地区）を含む地区に対して、 <u>大雨特別警報又は氾濫発生情報</u> が発表されている
4	・学校所在地（倉吉市社地区）を含む地区に対して、 <u>避難指示の避難情報</u> が発令されている	・学校所在地（倉吉市社地区）を含む地区に対して、 <u>土砂災害警戒情報</u> が発表されている
3	・学校所在地（倉吉市社地区）を含む地区に対して、 <u>高齢者等避難の避難情報</u> が発令されている	・学校所在地（倉吉市社地区）を含む地区に対して、 <u>大雨情報（土砂災害）又は洪水情報</u> が発表されている

警戒レベル：災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなる防災情報

(2) その他

- ・気象状況、JR等の公共交通機関の運行状況、計画運休等を総合的に判断し、臨時休業を決定する場合がある。
- ・天候の回復が見込める場合、臨時休業を午前までとし、午後から授業を行うこともある。

2 登校できない生徒が欠席扱いとならない場合

- ・生徒が登校のために自宅を出発する時点で、生徒の居住地区に1(1)表の警戒レベル5又は4の避難情報の発令又は防災気象情報の発表がある場合。
- ・JR等の公共交通機関に運休等があり、学校までの交通手段を確保できない場合。

3 生徒登校後に授業を中止する場合

- ・気象状況、JR等の公共交通機関の運行状況、計画運休等を総合的に判断し、授業を途中で打ち切り、生徒を下校させる場合がある。

4 その他

- ・上記決定事項については、Google Classroom及びマチコミメールにより配信するとともに、学校ホームページに掲載する。
- ・この基準等は、令和3年5月17日から適用する。
- ・令和4年4月1日一部改正。